

(医) 北光会

女性活躍推進法に基づく行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和元年9月1日～令和4年6月30日までの3年10ヶ月間

2. 内容

目標1：ライフバランスの説明会を、年1回以上おこなう

<対策>

- 令和元年9月～ 全体朝礼の際、年1回以上、院長もしくは事務長より
ライフバランスの説明をする
(仕事と家庭のバランスや長時間労働の是正に関する事項)

目標2：女性が活躍できる職場であることについての求職者に向けた積極的広報

<対策>

- 令和元年9月～ ハローワークの求人内容の見直し
女性役職者の比率や育児休暇取得率を求人にのせる